

国民スポーツ大会スキー競技会参加資格等細則

1. この細則は、公益財団法人日本スポーツ協会が定める「国民スポーツ大会開催基準要項」および「国民スポーツ大会開催基準要項細則」に基づき、国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に参加する選手に関する事項について定める。

2. 国民スポーツ大会へ参加する選手は、都道府県大会に参加し、これを通過した者で、当該都道府県からエントリーされた者でなければならない。この場合において「参加し」とは、エントリーを行い、スタートしたことをもって参加とみなす。

ジャンプ種目、ノルディックコンバインド種目（ジャンプ）においては、オフィシャルトレーニング（公式練習）、PCR（予備ラウンド）、トライアルラウンド（試技）で転倒などによる負傷のためファーストラウンド（試合）でスタートできなかった場合、記録上は、「スタートしていない」として処理されるが、都道府県大会に「参加した」ものと認める。ただし、国民スポーツ大会にエントリーする場合は、推薦書と医師の診断書を添付しなければならない。

3. 国民スポーツ大会のエントリーには、各都道府県大会のリザルト1部を参加申込書に添付して組織委員会へ提出しなければならない。

4. 下記の条項に掲げる場合は、特例として国民スポーツ大会参加を認める。都道府県大会がやむを得ない事情により実施できなかった場合、当該団体は、その事情を全日本スキー連盟および日本スポーツ協会に届け出なければならない。届け出により、都道府県大会の所定の期日までにエントリーしている者は、都道府県大会に参加した者と同等の扱いとする。

① 雪不足、地震等天災による中止の場合、都道府県大会のエントリーリストを組織委員会に提出しなければならない。エントリーリストには、中止となった大会名・会期・開催地および提出するリストが原本に相違ないことの記載がなければならない。

② 参加者が極少数により中止または実施できない場合は、他の大会を都道府県大会の代替大会とすることができます。これを適用するには、予め都道府県大会の開催要項に、都道府県大会の代替大会として指定する大会名を明記し、周知していかなければならない。代替大会の成績により選手を選考し、国民スポーツ大会にエントリーするには、参加申込書に代替大会が記載された都道府県大会の開催要項と、代替大会のリザルトを添付し、組織委員会に提出しなければならない。

5. 都道府県大会の会期中に、日本代表選手のため、都道府県大会に参加できない者は、都道府県のエントリーにより、本大会への参加を認める。ただし、当該選手は都道府県大会にエントリーしていかなければならない。

① 日本代表選手とは、全日本スキー連盟が指定した選手であり、全日本スキー連盟競技本部長名で送付した「海外遠征等通知および派遣要項」に記載された選手をいう。

② 都道府県大会が免除される期間は、「海外遠征等通知および派遣要項」

の派遣期間と前後3日間までを対象とする。

6. この細則に違反または手続きを怠った選手は失格とする。

7. この細則の改廃は、競技本部理事会の議決による。

附則

※ICR215.2は特例により適用しない。

※全日本スキー連盟が送付した「海外遠征等通知および派遣要項」等が公式文書となる。

※公式文書の添付の無い者は、該当者として認めない。

平成27年12月15日 改正

平成30年12月13日 改正

令和5年 9月29日 改正